

常陸太田市教育委員会  
障害者活躍推進計画

令和2年3月

# 目次

## I 策定にあたって

1 策定趣旨	1
2 策定主体	2
3 計画期間	2
4 周知・公表	2

## II 計画目標

1 採用に関する目標	3
2 定着に関する目標	3
3 ワーク・エンゲージメントに関する目標	3

## III 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 障がい者の活躍を推進する体制整備	4
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	4
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	5
4 優先調達	6

## IV. 策定までの経過

- 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。
- 特に注記のない限り、「職員」とは、常陸太田市教育委員会が任命権者となっているすべての職種の職員を示します。

# I 策定にあたって

## 1 策定趣旨

令和元年6月、障害者雇用促進法の一部改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（障害者活躍推進計画）を作成することとされました。

常陸太田市教育委員会の障がい者の雇用については、令和2年9月14日に障害者雇用率制度の特例認定を受け、市長部局と一体の雇用管理を行っていますが、さらなる障がいのある職員の活躍を推進するためには、その障がい特性や個性に応じた能力を有効に発揮できる働きやすい職場環境の整備が必要となってまいります。すべての障がいのある職員が活躍できるよう、常陸太田市教育委員会全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、「常陸太田市障害者計画」及び「常陸太田市第5期障害福祉計画・常陸太田市第1期障害児福祉計画」との理念や整合性を図り、このたび、「常陸太田市教育委員会障害者活躍推進計画」を策定いたしました。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

## 2. 策定主体

常陸太田市教育委員会が策定しますが、市長部局とは、互いに連携して対応していきます。

## 3. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4. 周知・公表

策定又は改訂を行った計画は、庁内情報掲示板への掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

## Ⅱ 計画目標

### 1. 採用に関する目標

実雇用率も含めて市長部局と互いに連携し、障がい者のさらなる雇用を進めていきます。

### 2. 定着に関する目標

障がい者の活躍を推進していくために、積極的な採用はもとより、障がいのある職員とのヒヤリング等を通し、安心して働ける環境づくりを進めていきます。

### 3. ワーク・エンゲージメントに関する目標

市長部局と互いに連携し、対象職員（新規採用を除く）にアンケート調査の実施及び現状の把握・進捗管理を行います。

#### ※ワーク・エンゲージメントとは…

従業員の心の健康度を示す概念のひとつで、仕事に対して「熱意」（仕事に誇りややりがいを感じている）、「没頭」（仕事に夢中になり集中して取り組んでいる）、「活力」（仕事に積極的に取り組んでいる）の三つの要素が揃って充実している心理状態を指します。

### Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

#### 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

##### (1) 組織面

- ①「障害者雇用推進者」として教育部長を選任しました。
- ②市長部局が設置する「障害者雇用推進チーム」と連携し、取り組み内容に係る具体的な事項について検討を行うとともに、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等の検証を行います。
- ③役割分担及び各種相談先については、人事異動等が生じるため、定期的に更新を行います。

##### (2) 人材面

- ①障がい者が配属されている部署の職員を中心に、「精神・発達障害者しごと・サポーター養成講座（eラーニング版）」等を周知・活用し、障がいにかかる基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図ります。

#### 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、適宜、面接を行うなど、障がい者との業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。

#### 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

##### (1) 職務環境

- ①新規に採用した障がい者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じるよう努めます。
- ②措置を講じるに当たっては、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

## (2) 募集・採用

- ①職員の募集・採用にあたっては、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を踏まえて対応します。

## (3) 働き方

- ①時間単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進します。
- ②配属先については、必要な範囲で、合理的配慮の提供を行います。

## (4) キャリア形成

- ①本人の希望等を踏まえつつ、階層別研修や特別研修等、計画的な能力向上を図り、キャリア形成に努めます。

## (5) その他の人事管理

- ①所属長は必要に応じて随時当該職員に面談を実施し、状況把握・体調配慮等を行うとともに、必要に応じて障害者雇用推進者に報告をします。
- ②中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となったものをいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等を行います。

## 4. 優先調達

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達法」という。）等を踏まえ、直接雇用するだけでなく、企業等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取り組みを推進することが重要です。

常陸太田市教育委員会では優先調達法に基づく障がい者就労施設等への発注等の取組を通じ、障がい者活躍の場の拡大に努めます。

## IV. 策定までの経過

- R 2 . 2 . 4 障害者活躍推進計画に係る説明会  
(茨城労働局職業安定部職業対策課主催)
- R 2 . 2 . 24 第1回障害者活躍推進計画に係る庁内関係課等担当者会議
- R 2 . 3 . 26 第2回障害者活躍推進計画に係る庁内関係課等担当者会議
- R 2 . 3 . 26 常陸太田市教育委員会障害者活躍推進計画(案)の策定
- R 2 . 3 . 31 教育委員会臨時会  
常陸太田市教育委員会障害者活躍推進計画策定
- R 2 . 9 . 14 常陸太田市及び常陸太田市教育委員会に障害者雇用率制度の特例認定
- R 3 . 4 . 16 第1回障害者活躍推進計画に係る庁内関係課等担当者会議
- R 3 . 4 . 20 常陸太田市教育委員会障害者活躍推進計画の一部変更

**常陸太田市教育委員会障害者活躍推進計画**  
**常陸太田市教育委員会**

〒313-8611

常陸太田市金井町3690番地

電 話 0294-72-3111 (代)

F A X 0294-72-4555

E-mail [gakumu1@city.hitachiota.lg.jp](mailto:gakumu1@city.hitachiota.lg.jp)